

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第五節 王子製紙の争議

争議の背景

戦前の製紙界を独占していた王子製紙は、一九四九年、集中排除法の適用を受けて、十条、本州の二大製紙会社が分離せられたとはいえ、主要製品である新聞用紙の生産高はその四〇%を占め、依然として製紙産業きっての独占会社である。生産の主体は北海道苫小牧工場であり、現在、愛知県春日井に三〇数億の投資により建設中の、最新設備をもつ春日井工場も完成段階に達している。さて労働者にたいして施行されている職階制は、賃金の上下格差の拡大と、それを通じた職制の強化を目指して、四七年から早くもその準備に着手、四九年より実施された。各職種は二一級(見習職)から一級(係長)に至る間に格付され、この職階給の最低(二一九〇円)と最高(一万三四八〇円)の格差は一对六、労働者のほとんどは平均以下の一四級(六一六〇円)以下に分布し、定員制にしばられて昇給し得ない状態であった。職階給を中心とする賃金体系は次の通りで、

基準内賃金

基本給「職階給
└─能力給(勤務給と能率評定による能率給からなる。毎年定期昇給)
生活給「本人分一率二九〇〇円
└─家族加算
及び勤務地手当、実績加算。

基準内賃金

生産加給(月生産高にスライドされる)、住宅手当、時間外勤務など。

このうち基本給は、最低二一級の見習職三二八〇円、労働者の最も多い一五級は七〇七二円で、部長(六万七〇〇〇円)は見習職の二〇倍、課長(四万六〇〇〇円)は同じく一四倍、中堅の一五級労働者に対して、部長は九倍、課長六倍と格差は大きく、一方、ベース賃金は一万九二八六円と他産業に比較して比較的が高いが、労働者の大多数はこれに達せず、職階制の重圧の中で昇給は不可能な状態であった。さらに、明治以来苫小牧製紙工場と共に生きて来た苫小牧労働者のほとんどは津軽海峡を渡ったこともない。海に面していながら魚は獲れず、農産物も貧しく、そのため生活物資の高い苫小牧という「島」に住んで、戦前は一二時間労働、戦後は職階制の下で働かされて来た労働者にとって、生活の苦しさ、職階制に対する不満は想像以上のものであったに違いない。次に述べる王子製紙の争議は、高賃金労働者の「王様スト」といった生やさしいものでは決してなかった。それは、以上のような環境の下で、製紙工場と共にのみ生きてきた苫小牧労働者が自らの生活を守るために立上った闘争であった。以下、王子製紙の春季賃金闘争の経過を、紙パ労連の動きを背景としてたどってみよう。

紙パ労連の動き

従来、企業組合の枠内でベース・アップ闘争に終始してきた紙パルプ労連の賃金闘争も、五〇年秋から五一年にかけて動乱ブームが消え去り、資本家の合理化攻勢が激化するに至った五二年頃からは、その限界と矛盾を露呈せざるを得なかった。製品コスト引下げの名目の下に連続操業が労働者に押しつけられ、労働強化は促進され、そのうえ賃金の上下格差が甚だしくなった。こうした情勢のなかで、労働組合は、五二年の春季賃金闘にマーケット・バスケット方式の要求を行ったが、いわば天下りの要求であって労働者大衆の強力な要求とならなかったため、失敗に帰し、秋の闘争も見送らねばならなかった。ここで述べる五三年春の賃金闘争は、今迄の闘争方式を反省し、下から突上げられた統一要求をもって、独占企業の労働者も中小企業の労働者も含めた共同闘争の第一歩を進めたものであった。

紙パルプ労連は、この闘争を行うに当ってまず五二年一一月第一〇回臨時大会(一三一一五日)で今後の賃金闘争の基本方針を次のように決定した。

(今後の賃金闘争について改めたい点一抜萃)

△ベースアップ闘争ではない、賃上げ闘争だ。過去数年間我々はベースアップ闘争を行った。すなわち、平均賃金をいくら上げるといふ誤った方式に終始し、組合員各個の賃金がいくら上るといふ切実な点がおろそかにされていたため、必然的に大衆の盛り上りはなかった。……従って今後の賃金闘争は、ベースアップの言葉は使用しないことにし、一人一人の組合員が「自分はこれだけ上るんだ」と確信をもって要求額をつかんだ個別賃金要求にしなければならない。

△職階制を認めてはならぬ。従来「職階制の合理性は認める、しかし日本の賃金水準の現状からその実施の段階ではない」程度のアイマイな考え方があったればこそ、ベースアップ闘争毎に上下の格差が開いてしまった。今後は最低賃金をテコに職階制打破に全力を傾注せねばならない。

△企業の支払能力にゴマ化されてはならぬ。過去の賃金闘争において支払能力に主要な眼点がおかれないことはなかった。しかしながら、資本家の示した数字資料を根拠にしかも控目な要求額さえ拒否され、あるいは要求額の五〇%、四〇%に抑えられている。これは明らかに資本家から、労働組合には支払い能力を算定する能力はないんだと侮辱されたに等しいものだ。賃金闘争は決して単なる数字イジリで解決されるべき生易しいものではない。それは必然的に労資の血みどろな闘争の中からこそ解決が与えられるものである。

次いで五二年末から行われた賃上げ世論調査の結果に基づいて、次のような春季賃金闘争の基本方針が打出され、「一律二〇〇〇円プラスアルファ」の要求方式を基調として各組合が本当に立上げられる要求案を作り、腹をきめて闘うこと、最低八〇〇〇円を目標に努力することを決定した。こうして、闘争はまず三月下旬より、中小企業において始められた。長い間の賃金釘づけと、慎重な討議の結果である最低突上げ一律要求によって、労働者の盛り上りはかつてみられぬほどであった。次に、「春季賃金闘争の基本方針」(抜萃)を掲げる。

紙パの方針として、一律に二〇〇〇円は不動のものとし、「+アルファ」を幾らにするかは、各社の実体から一〇〇〇円ー二〇〇〇円をメドに検討して戴き度い。

その為には各組合は賃金の実体を充分把握し、どの階層に重点的にこのプラスアルファを振り当てるか、そして一律何千円引上げという方針に対する高給者の不満を緩和し、誰もが納得し、すべてのものが立ち上り得る要求額とするかを慎重に検討しなけ

ればならない。その手を打たない限り過去の賃上げに於て平均以下の人に不満があった様に、職制又は職制に近い層から闘争が崩される懸念が多いからであり、折角の狙いが水泡に帰するからである。

以上の方針をとることによって、我々は大会で決定した最低八〇〇〇円を闘い取り、或はこれに近づくことが出来るし、従来単に金額を揃える為に仕組まれた誤った方針から脱却して最低線即ち二〇〇〇円の一律引上げで統一闘争が行え、大企業と中小企業の結びつきもはっきりするのである。

賃金要求案の根拠を以上のように述べた後、次のように結論しているー

△春季賃金闘争は、過去数年間の守勢を一挙にバン回出来るか、ふたたびみたび失敗を繰り返すかの決戦である。従って、万不幸にして失敗に終るなら、次の賃金闘争は又いつの日に期待できるか保証し得ない。何故ならば、我々の最低の防波堤が徹底的に粉碎され、逆コースが怒濤の如く進出するであろうからである。

△要求方針である「一律二〇〇〇円＋アルファ方式」は画期的なものであると共に益々ゆがめられつつある給与体系の改善への一つのテコ入れとなる。又この闘争を勝ち抜くことこそ紙パ傘下労組の今後の賃金闘争の基礎を与える重要な一大闘争であることを銘記せねばならない。然しながらこの一律「二〇〇〇円＋アルファ方式」は或る特定の層、例えば「高給者層」をのみ一方的に犠牲にする様な方式では絶対がない。寧ろ今迄ゆがめられた配分、例えば一方的に抑制された下給者層への保障も考えた現給与体系に於てなし得る最善の処置であることを銘記し、老若男女を問わず、組合員一体となり組織力を結集した一大闘争に展開される様、特に考慮されなければならない。

△この闘争は経営者陣営の眠気をさます刺戟剤となることは必然であり、それだけに職制を通じての分裂策と御用化への宣伝工作はしれつ化するであろう。換言すれば背水の陣をしいた労働組合と、逆コースをマツシグラに進む資本家陣営の一大決戦とならう。(紙パ労連「調査資料」第一号)

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
